

令和8年度飯塚市会計年度任用職員【子ども家庭支援員】 募集要項

1. 採用人数 1名
2. 採用期間 採用日より令和9年3月31日（条件により雇用期間の延長有り）
3. 採用条件
 - (1) 学歴 不問
 - (2) 雇用形態 飯塚市会計年度任用職員
 - (3) 資格要件 ①別紙2 資格一覧（子ども家庭支援員）のいずれかの資格を有する者
※社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、助産師、看護師、保育士、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者など
②普通自動車免許を有する者
③パソコン（Excel、Wordなど）の操作ができる者
 - (4) 応募資格 次の項目（ア～ウ）に該当する者は、応募できません。
 - ア 飯塚市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者
4. 業務内容
 - ①子ども家庭にかかわる業務
（実情把握、相談対応、調査、家庭訪問、他関係機関との連携など）
 - ②要支援・要保護児童、特定妊婦、ヤングケアラー等への支援業務
 - ③サポートプラン作成 など
※家庭児童相談員を兼ねる。
5. 勤務場所 飯塚市役所（本庁舎）
6. 勤務条件 別紙1のとおり
7. 募集
 - (1) 提出書類 履歴書（写真添付）・資格証明書（写）
 - (2) 提出先 必要書類を**持参**し、飯塚市役所子ども家庭課子ども家庭相談係まで。
郵送での申込みは不可。（提出書類は特に申出がない場合は返却いたしません。）

8. 選 考

- (1) 日時 随時（日時決定次第、別途連絡）
- (2) 場所 飯塚市役所
- (3) 方法 書類審査及び面接試験
- (4) その他 面接時間の詳細については、決定次第、電話又は書類にて通知

9. 採否決定

- (1) 決定日 面接後随時
- (2) 通知 採用者および不採用者には書面若しくは電話で通知

10. 問合せ先 飯塚市こども家庭課こども家庭相談係 担当 神野
電話 0948 (22) 5500 内線 1125

別紙1 勤務条件

1. 勤務時間等 月 17 日勤務
平日：8 時 30 分～17 時 15 分まで（1 日：7 時間 45 分）
2. 休憩時間 12 時 00 分～13 時 00 分
3. 休日
 - ・土曜日及び日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ・12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
4. 所定外労働等
 - ①所定外（休日を含む）の勤務については通常はないが、緊急対応や個別ケース検討会議などの理由により月に 10 時間程度の範囲で勤務を命じる場合がある。
 - ②災害規模に応じ、災害対応業務を行う場合がある。
5. 健康保険等 福岡県市町村共済組合保険（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険に加入
6. 年次有給休暇 有（飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による）
7. その他有給休暇 有（飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則による）
8. 報酬支払 毎月 22 日（22 日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は繰り上げる）
9. 任用期間
 - ・最長 1 年間（ただし、更新により複数年となる場合あり）
 - ・新規採用者は 1 カ月の条件付任用期間あり（この間の勤務実績が良好な評定を得た場合に限り、以降の任用を行うものとする。）
10. 期間満了前の退職 任用期間の満了前に退職しようとするときは、退職予定日の 2 週間前に所属長を経て、任命権者に退職願を提出しなければならない。
11. 解任 次の項目（ア～ウ）に該当する場合、任用期間途中で解任することがある。
 - ア 勤務成績がよくない場合
 - イ 心身の故障のため、業務遂行に支障があり、または、これに堪えない場合
 - ウ その他、その業務に必要な適格性を欠く場合
12. 基本報酬 月給 208,400 円
(17 日分・R8.4.1 現在 改正により変更となる場合あり)

13. 手当等 飯塚市会計年度任用職員共通事項（2級職）
- (1) 報酬支払時に控除する項目
所得税、住民税、共済組合保険、厚生年金保険、雇用保険
 - (2) 昇給 あり
 - (3) 期末手当 支給基準を満たしている場合
期末支給：基本報酬の1.2625月（12月賞与）
勤勉支給：基本報酬の1.0625月（12月賞与）
※上記は6月1日雇用開始の場合
※R8.6.1現在 改正により変更となる場合あり
 - (4) 退職手当 なし
 - (5) 通勤手当 通勤距離（片道2km以上から対象）、勤務日数により支給
飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例による
14. 服 務 一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務など服務上の規程が適用されます。
15. その他
- (1) 次の項目該当する場合は、採用を取り消すことがあります。
 - ア 履歴書などに虚偽の記載が判明した場合
 - イ 必要とする免許・資格などを取得していない場合や、当該免許・資格などが取り消されている場合、業務の停止を命じられている場合
 - (2) 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、同法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となる。

別紙 2 資格一覧（子ども家庭支援員）

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 公認心理師
- (7) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 社会福祉士となる資格を有する者（(4)に規定する者を除く。）
- (12) 精神保健福祉士となる資格を有する者（(5)に規定する者を除く。）
- (13) 保健師
- (14) 助産師
- (15) 看護師
- (16) 保育士
- (17) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- (18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（(18)に規定する者を除く。）
- (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員